



the JMAF foundation
Promote Your Enthusiasms

認定監理団体共同事業を振興するための JMAF財団助成金・補助金制度運用要領

2019 年度版



一般財団法人

全国中小企業等協同組合連合財団

Japan Middle-Class Enterprises Association Federate Foundation



第 1.主旨・目的

一般財団法人全国中小企業等協同組合連合財団（以下 JMAF 財団）は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下労確法）に基づき、認定を受けた協同組合、協同組合連合会、並びに同連合会に所属する協同組合を、認定監理団体として公認し、これら認定監理団体の共済事業基金の預託を受け、認定監理団体に所属する研修及び商材等販売事業者（以下認定監理団体の構成事業者）のために、認定監理団体が実施する「各種共同事業」を振興するために、助成金制度、及び補助金制度（以下財団制度）を運営しております。

第 2.用語の定義

1.認定監理団体（別紙 1）

組合員のための共同事業を実施している、又は実施する予定のある法人で、JMAF 財団の認定を受けた以下の各号に規定するものをいう。

(1) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下労確法）に基づき、都道府県知事の認定を受けた協同組合、協同組合連合会、並びに同連合会に所属する協同組合、一般社団法人（以下認定組合等）で、共同事業を事業化するもの。

(2) 前号に規定する認定組合等より、認定組合等と同等の組織基盤を有するとして推薦を受けた下記の法人で、共同事業を事業化するもの。

- ①会員制度を創設し、会員の利益のために活動を行うことを目的として組織された中小企業者を直接又は間接の構成員とする一般社団法人
- ②一般社団法人以外の法人で、会員制度を創設し、会員の利益のために活動を行うことを目的として組織された各種事業団体

2.認定監理団体の構成事業者

前項による認定監理団体が事業化する各種共同事業を利用し、販路開拓を実施するために、認定監理団体が制度化する会員制度により加入を承認された研修、及び販売事業者をいう。



第3.財団制度の対象となる共同事業

JMAF 財団により、団体と事業者が協調連携することによる販路開拓の実効性について審査を受け、認定された以下の各号に掲げる事業。

①共同研修販売事業

認定監理団体に所属する研修機関、FC 本部、コンサルタント等の主宰する職業訓練事業を、認定監理団体の組合員に対して、認定監理団体の監修を受けて共同で実施する研修事業で、受講企業の公募に際して、「財団助成金の活用が可能」との表記が許諾されます。

②共同商材等販売事業

認定監理団体に所属する商材等製造、販売事業者、FC 本部等が保有する商材、システム等の販売事業を、認定監理団体の組合員に対して、認定監理団体の監修を受けて共同で実施する販売事業で、商材の販売広告等に「財団認定商材につき、補助金を活用できます」との表記が許諾されます。

第4.財団制度を事業利用できる構成事業者の会員要件（別紙2）

財団制度を事業利用して、販路開拓を実施できる事業者は、認定監理団体の構成事業者で、且つ、以下の各号に関する要件に該当するものをいう。

(1) 認定監理団体が共同事業を実施するために創設する団体加入に関する会員資格に関して、JMAF 財団により承認を受けたもの。

(2) 所属する認定監理団体が規定する共同事業運営規範、及び共同事業利用に関する賦課金の負担について合意しているもの。

第5.財団制度要覧（2019 年度実施制度）

(1) 助成金制度

- ①中小企業能力開発助成金(公的制度対象外の一般職業訓練対象)
- ②広域団体等職業訓練助成金（認定職業訓練対象）

(2) 補助金制度

- ①認定商材等購入補助金
- ②特定人材採用推奨補助金（採用経費補助金、職場定着訓練補助金）

● 2019 年度実施制度は、JMAF の HP で確認下さい。



JMAF 財団

検索